

延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル実施に係る質問書(企画提案書に関するもの)への回答一覧

	質問項目 ※仕様書等の該当部分を明示	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 「4. 業務内容」 (4) 受託業者の業務内容 ②商品券の販売促進方法	取扱店へ営業ツールとしてパンフレットを送付したいが可能か。	取扱店等はリフォームを検討する消費者にダイレクトに働きかける存在であり、販売促進効果としては大きいと考えられますので、取扱店に送付を行うことは可能です。
2	仕様書 「4. 業務内容」 (4) 受託業者の業務内容 ⑥商品券取扱店データの更新と照合	新規取扱店が決まった際のデータ送受はメールを活用するのか。	以下の流れでメールでのデータ送付を考えています。 ①新規取扱店からの登録申請の受付（市） ②要件審査（市） ③台帳の更新および登録（市） ④台帳データのメール送付（市） ⑤受託者のHPの更新(受託者)
3	仕様書 「4. 業務内容」 (4) 受託業者の業務内容 ⑦商品券取扱店への換金処理	商品券換金を金融機関に委託予定です。窓口で口座送金手続きによる振込予定であるが、その際の手数料は事務委託費から支出可能か。	まず、商品券の換金手続き依頼に来られるのは、商品券で支払いを受けた施工業者であり、「仕様書6. 留意事項」の「(6)再委託等の制限」における「市民と対話を必要とする業務」には該当しないため、再委託を制限する業務には当たりません。そのため、振込時の手数料を事務委託費から支出することは可能です。